



健生肝発 0329 第 1 号
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課肝炎対策推進室長
（公印省略）

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」の
一部改正について

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業については、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」（平成 30 年 7 月 12 日付け健肝発 0712 第 1 号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知）により行われているところであるが、今般、その一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

(新旧対照表)

改正後	改正前
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱い 1. 参加者証の交付申請について (1) 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の別添「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)3(6)に定める対象医療を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別紙様式例1による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書(以下「交付申請書」という。)に以下の①から③の区分により、それぞれに掲げる書類を添えて、申請者が居住する都道府県知事に申請するものとする。なお、65歳以上75歳未満の者が、後期高齢者医療制度に加入している場合は、③75歳以上の申請者の例によるものとする。 ①ア～エ (略) オ 別紙様式例6-1及び6-2による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票(以下「医療記録票」という。)の写し並びに領収書及び診療明細書その他の別紙様式例6-2に記載の事項を確認することができる書類(実施要綱3(6)に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の<u>24</u>月以内に、実施要綱3(6)の①から③までに掲げる医療を受けた月数(医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。以下同じ。)が既に<u>1</u>月以上あることが記録されているものをいう。以下1(1)、6(2)、7(6)及び9において「医療記録票の写し等」という。)	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱い 1. 参加者証の交付申請について (1) 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日健発第0627第1号厚生労働省健康局長通知)の別添「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)3(6)に定める対象医療を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別紙様式例1による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書(以下「交付申請書」という。)に以下の①から③の区分により、それぞれに掲げる書類を添えて、申請者が居住する都道府県知事に申請するものとする。なお、65歳以上75歳未満の者が、後期高齢者医療制度に加入している場合は、③75歳以上の申請者の例によるものとする。 ①ア～エ (略) オ 別紙様式例6-1及び6-2による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票(以下「医療記録票」という。)の写し並びに領収書及び診療明細書その他の別紙様式例6-2に記載の事項を確認することができる書類(実施要綱3(6)に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の<u>12</u>月以内に、実施要綱3(6)の①から③までに掲げる医療を受けた月数(医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。以下同じ。)が既に<u>2</u>月以上あることが記録されているものをいう。以下1(1)、6(2)、7(6)及び9において「医療記録票の写し等」という。)

カ 核酸アナログ製剤治療について「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い」（平成20年3月31日健疾発第0331003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知。以下「肝炎治療実務上の取扱い」という。）別紙様式例4-2による肝炎治療受給者証の交付を受けた者（以下「肝炎治療受給者証被交付者」という。）にあつては、肝炎治療実務上の取扱い別紙様式例5による肝炎治療自己負担限度月額管理票であつて、実施要綱3（6）に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の24月以内の自己負担額等が記録されているもの（以下「肝炎治療月額管理票」という。）の写し

②・③ (略)

(2)・(3) (略)

2. 対象患者の認定及び参加者証の交付手続き等について

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県知事は、実施要綱6（1）に定める認定を行う際には、実施要綱3（6）に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の24月以内に、実施要綱3（6）の①から③までに掲げる医療を受けた月数が既に1月以上あることを確認するものとする。

(4)～(7) (略)

3. ～6. (略)

7. 指定医療機関の指定及び役割について

(1)～(3) (略)

(4) ①～③ (略)

④ 当該月以前の24月以内に実施要綱3（6）の①から③までに掲げる医療を受けた月数が既に1月以上ある場合のものとして、本事業の対象となる高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。

⑤ (略)

(5)・(6) (略)

8. ～11. (略)

カ 核酸アナログ製剤治療について「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い」（平成20年3月31日健疾発第0331003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知。以下「肝炎治療実務上の取扱い」という。）別紙様式例4-2による肝炎治療受給者証の交付を受けた者（以下「肝炎治療受給者証被交付者」という。）にあつては、肝炎治療実務上の取扱い別紙様式例5による肝炎治療自己負担限度月額管理票であつて、実施要綱3（6）に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の12月以内の自己負担額等が記録されているもの（以下「肝炎治療月額管理票」という。）の写し

②・③ (略)

(2)・(3) (略)

2. 対象患者の認定及び参加者証の交付手続き等について

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県知事は、実施要綱6（1）に定める認定を行う際には、実施要綱3（6）に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の12月以内に、実施要綱3（6）の①から③までに掲げる医療を受けた月数が既に2月以上あることを確認するものとする。

(4)～(7) (略)

3. ～6. (略)

7. 指定医療機関の指定及び役割について

(1)～(3) (略)

(4) ①～③ (略)

④ 当該月以前の12月以内に実施要綱3（6）の①から③までに掲げる医療を受けた月数が既に2月以上ある場合のものとして、本事業の対象となる高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。

⑤ (略)

(5)・(6) (略)

8. ～11. (略)

(別添 1) 肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の診断・認定基準 医師が肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）と診断し、臨床調査個人票を作成し、それに基づき都道府県知事が認定する際の基準を以下の通り定める。 ○ウイルス性であることの診断・認定 1) 「B型肝炎ウイルス性」であること<u>については</u>、HBs 抗原陽性<u>又は</u> HBV-DNA 陽性のいずれかを確認する。 *B 型慢性肝炎の HBs 抗原消失例を考慮し、HBs 抗原陰性であっても過去に半年以上継続する HBs 抗原陽性が認められるものは、含まれることとする。 2) 「C型肝炎ウイルス性」であること<u>については</u>、HCV 抗体陽性（HCV-RNA 陰性でも含む）<u>又は</u> HCV-RNA 陽性のいずれかを確認する。 ○肝がんであることの診断・認定（略） ○重度肝硬変（非代償性肝硬変）であることの診断・認定 現在あるいは以前に重度肝硬変（非代償性肝硬変）であることを、次のいずれかの基準で判定する。 ・Child-Pugh score 7 点以上 ・別添 3 の 2 に定める「重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療行為」<u>又</u>は、4 に定める「重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療行為と判断する薬剤等（一般名）」のいずれかの治療歴を有する。 (別添 2) (略) (別添 3) 肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の治療目的の入院と判断するための医療行為の例示 1.・2. (略) 3. 肝がんの医療行為と判断する薬剤等（一般名）	(別添 1) 肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の診断・認定基準 医師が肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）と診断し、臨床調査個人票を作成し、それに基づき都道府県知事が認定する際の基準を以下の通り定める。 ○ウイルス性であることの診断・認定 1) 「B型肝炎ウイルス性」であることは、HBs 抗原陽性<u>あるいは</u> HBV-DNA 陽性<u>、</u>のいずれかを確認する。 *B 型慢性肝炎の HBs 抗原消失例を考慮し、HBs 抗原陰性であっても過去に半年以上継続する HBs 抗原陽性が認められるものは、含まれることとする。 2) 「C型肝炎ウイルス性」であることは、HCV 抗体陽性（HCV-RNA 陰性でも含む）<u>あるいは</u> HCV-RNA 陽性<u>、</u>のいずれかを確認する。 ○肝がんであることの診断・認定（略） ○重度肝硬変（非代償性肝硬変）であることの診断・認定 現在あるいは以前に重度肝硬変（非代償性肝硬変）であることを、次のいずれかの基準で判定する。 ・Child-Pugh score 7 点以上 ・別添 3 の 2 に定める「重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療行為」<u>また</u>は、4 に定める「重度肝硬変（非代償性肝硬変）<u>治療</u>の医療行為と判断する薬剤等」のいずれかの治療歴を有する。 (別添 2) (略) (別添 3) 肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の治療目的の入院と判断するための医療行為の例示 1.・2. (略) 3. 肝がんの医療行為と判断する薬剤等（一般名）
--	---

(1) 化学療法 殺細胞性抗癌剤： エピルビシン、ドキソルビシン、シスプラチン、ミリプラチン、マイトマイシンC、フルオロウラシル、ゲムシタビン、テガフル・ウラシル等 分子標的治療薬： ソラフェニブ、レゴラフェニブ、レンバチニブ、<u>カボザンチニブ</u>、<u>ラムシルマブ</u>、<u>ベバシズマブ</u>等 <u>アテゾリズマブ</u>、<u>デュルバルマブ</u>、<u>トレメリムマブ</u>、<u>ペムブロリズマブ</u>等 3. (2) (略) 4. (1)・(2) (略) (3) 抗ウイルス治療薬 効能又は効果として「HCV-RNA 陽性のC型非代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善」を有する薬剤による治療が実施されている場合には、重度肝硬変（非代償性肝硬変）の対象医療と判断する。ただし、肝炎治療特別促進事業において、非代償性肝硬変（Child-Pugh 分類B <u>又は</u> C）に対するインターフェロンフリー治療の対象患者と認定された者に限る。 5. (略) (別添4) 肝がん外来医療に該当する医療行為 1. 肝がん外来医療に該当する医療行為 (1) 分子標的薬を用いた化学療法 ○対象とする薬剤（一般名） 分子標的治療薬： ソラフェニブ、レゴラフェニブ、レンバチニブ、<u>カボザンチニブ</u>、<u>ラムシルマブ</u>、<u>ベバシズマブ</u>等 <u>アテゾリズマブ</u>、<u>デュルバルマブ</u>、<u>トレメリムマブ</u>、<u>ペムブロリズマブ</u>等 (2)～(4) (略) 2. (略)	(1) 化学療法 殺細胞性抗癌剤： エピルビシン、ドキソルビシン、シスプラチン、ミリプラチン、マイトマイシンC、フルオロウラシル、ゲムシタビン、テガフル・ウラシル等 分子標的治療薬： ソラフェニブ、レゴラフェニブ、レンバチニブ等 3. (2) (略) 4. (1)・(2) (略) (3) 抗ウイルス治療薬 効能又は効果として「HCV-RNA 陽性のC型非代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善」を有する薬剤による治療が実施されている場合には、重度肝硬変（非代償性肝硬変）の対象医療と判断する。ただし、肝炎治療特別促進事業において、非代償性肝硬変（Child-Pugh 分類B <u>及び</u> C）に対するインターフェロンフリー治療の対象患者と認定された者に限る。 5. (略) (別添4) 肝がん外来医療に該当する医療行為 1. 肝がん外来医療に該当する医療行為 (1) 分子標的薬を用いた化学療法 ○対象とする薬剤（一般名） 分子標的治療薬： ソラフェニブ、レゴラフェニブ、レンバチニブ、<u>アテゾリズマブ</u>等 (2)～(4) (略) 2. (略)
---	--

(別紙様式例 1)					
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証（新規・更新） 交付申請書					
(略)	(略)			(略)	(略)
	(略)	(略)			
	(略)				
	(略)				
	(略)	(略)		(略)	
		(略)	(略)	(略)	
		(略)			
(略)					
(略)	(略)				
核 酸 ア ナ ロ グ 製 剤 治 療 に係る 肝 炎 治 療 受 給 者 証 の 交 付 の 有 無	現在、核酸アナログ製剤治療に係る肝炎治療受給者証の交付を 1. 受けている。 交付を受けている場合は、申請月以前の 24 月以内の「肝炎治療自己負担限度月額 管理票」の写しを添付すること。 2. 受けていない。				
(略)					
※ (略)					
(別紙様式例 2) (略)					
(別紙様式例 3) 表面 (略)					
(別紙様式例 3) 裏面					
注意事項					

(別紙様式例 1)					
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証（新規・更新） 交付申請書					
(略)	(略)			(略)	(略)
	(略)	(略)			
	(略)				
	(略)				
	(略)	(略)		(略)	
		(略)	(略)	(略)	
		(略)			
(略)					
(略)	(略)				
核 酸 ア ナ ロ グ 製 剤 治 療 に係る 肝 炎 治 療 受 給 者 証 の 交 付 の 有 無	現在、核酸アナログ製剤治療に係る肝炎治療受給者証の交付を 1. 受けている。 交付を受けている場合は、申請月以前の 12 月以内の「肝炎治療自己負担限度月額 管理票」の写しを添付すること。 2. 受けていない。				
(略)					
※ (略)					
(別紙様式例 2) (略)					
(別紙様式例 3) 表面 (略)					
(別紙様式例 3) 裏面					
注意事項					

1. 本証を交付された方は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（以下「本事業」という。）の参加者となり、2の条件を満たした場合に限り、別に定める対象医療の費用のうち<u>2</u>月目以降の費用について、患者一部負担の月額が1万円になります。 2. 本事業において助成対象となる医療は、原則として、過去<u>2 4</u>月以内に、保険医療機関又は保険薬局において肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月数が既に<u>1</u>月以上ある場合であって、指定医療機関又は保険薬局において肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月のものに限られます。 3. ～7. (略) 8. 本証の住所、氏名、保険種別、被保険者証の記号・番号又は<u>保険者番号</u>に変更があったとき（他の都道府県に転居した場合を除く）は、速やかに、変更した箇所を交付申請書に記載し、本証と、変更箇所に関する書類を添えて、《本証を交付した都道府県知事》に提出してください。 9. ～10. (略) 11. 厚生労働省の研究事業に協力することの同意の撤回を希望する場合又は事業への参加を終了したい場合は、下の連絡先（本証を交付した都道府県の担当係）宛てに、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書」に必要事項を記載し、本証を添えて提出してください。なお、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書」を都道府県が受理した日に属する月の末日までは、同意が撤回されないことに留意してください。 12. ～14. (略) (別紙様式例4)・(別紙様式例5) (略) (別紙様式例6－1) 医療記録表（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業） (略)	1. 本証を交付された方は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（以下「本事業」という。）の参加者となり、2の条件を満たした場合に限り、別に定める対象医療の費用のうち<u>3</u>月目以降の費用について、患者一部負担の月額が1万円になります。 2. 本事業において助成対象となる医療は、原則として、過去<u>1 2</u>月以内に、保険医療機関又は保険薬局において肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月数が既に<u>2</u>月以上ある場合であって、指定医療機関又は保険薬局において肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月のものに限られます。 3. ～7. (略) 8. 本証の住所、氏名、保険種別、被保険者証の記号・番号及び<u>保険者番号</u>に変更があったとき（他の都道府県に転居した場合を除く）は、速やかに、変更した箇所を交付申請書に記載し、本証と、変更箇所に関する書類を添えて、《本証を交付した都道府県知事》に提出してください。 9. ～10. (略) 11. 厚生労働省の研究事業に協力することの同意の撤回を希望する場合、<u>及び</u>事業への参加を終了したい場合は、下の連絡先（本証を交付した都道府県の担当係）宛てに、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書」に必要事項を記載し、本証を添えて提出してください。なお、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書」を都道府県が受理した日に属する月の末日までは、同意が撤回されないことに留意してください。 12. ～14. (略) (別紙様式例4)・(別紙様式例5) (略) (別紙様式例6－1) 医療記録表（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業） (略)
---	---

B 欄	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月

(略)

(別紙様式例 6 - 2) (略)

(別紙様式例 7)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書

(略)

※提出にあたっての注意事項。

1. ①～⑤ (略)

⑥ 核酸アナログ製剤治療に係る肝炎治療受給者証の交付を受けている場合は、助成対象となる医療を受けようとする月以前の2 4月以内の「肝炎治療自己負担限度月額管理票」の写し

⑦ (略)

(略)

(別紙様式例 8)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関指定申請書

知事 殿

(略)

B 欄	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月

(略)

(別紙様式例 6 - 2) (略)

(別紙様式例 7)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書

(略)

※提出にあたっての注意事項。

1. ①～⑤ (略)

⑥ 核酸アナログ製剤治療に係る肝炎治療受給者証の交付を受けている場合は、助成対象となる医療を受けようとする月以前の1 2月以内の「肝炎治療自己負担限度月額管理票」の写し

⑦ (略)

(略)

(別紙様式例 8)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関指定申請書

知事 様

(略)

記									
(略)	(略)	(略)							
	(略)	(略)							
	(略)								
	(略)								
(略)									
(略)	(略)								
	(略)								
(略)	(略)	(略)							
	(略)	(略)							
指定医療機関の 役割	①～② (略)								
	③ <u>肝がん・重度肝硬変</u> 患者から依頼があった場合には、肝がん・重度肝硬変入院医療又は肝がん外来医療に従事している医師に臨床調査個人票等を作成させ、交付すること。								
		④ 当該月以前の <u>2</u> 4月以内に実施要綱3(6)の①から③までに掲げる医療を受けた月数が既に <u>1</u> 月以上ある場合のものとして、本事業の対象となる高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。							
		⑤ (略)							
※ (略)									
(別紙様式例9) (略)									

記									
(略)	(略)	(略)							
	(略)	(略)							
	(略)								
	(略)								
(略)									
(略)	(略)								
	(略)								
(略)	(略)	(略)							
	(略)	(略)							
指定医療機関の 役割	①～② (略)								
	③ 患者から依頼があった場合には、肝がん・重度肝硬変入院医療又は肝がん外来医療に従事している医師に臨床調査個人票等を作成させ、交付すること。								
		④ 当該月以前の <u>1</u> 2月以内に実施要綱3(6)の①から③までに掲げる医療を受けた月数が既に <u>2</u> 月以上ある場合のものとして、本事業の対象となる高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。							
		⑤ (略)							
※ (略)									
(別紙様式例9) (略)									



健生発0329第2号
令和6年3月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の一部改正について

標記事業については、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知）の別添「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」に基づき行われているところであるが、今般、その一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、本事業の実施に当たっては、事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知について特段の御配慮をお願いする。

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
別添 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱 1～2 (略) 3 定義及び対象医療 (1)～(5) (略) (6) 本事業による給付の対象となる医療は、次のいずれかの医療（①については、一部負担額が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第41条第7項等に規定する特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）のうち、当該医療の行われた月以前の<u>24</u>月以内に、次のいずれかの医療を受けた月数（医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。）が既に<u>1</u>月以上ある場合であって、5（1）で定める指定医療機関又は保険薬局において当該医療を受けた月のものとする。 ①高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療 ②高療該当肝がん外来関係医療 ③高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療 4～11 (略)	別添 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱 1～2 (略) 3 定義及び対象医療 (1)～(5) (略) (6) 本事業による給付の対象となる医療は、次のいずれかの医療（①については、一部負担額が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第41条第7項等に規定する特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）のうち、当該医療の行われた月以前の<u>12</u>月以内に、次のいずれかの医療を受けた月数（医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。）が既に<u>2</u>月以上ある場合であって、5（1）で定める指定医療機関又は保険薬局において当該医療を受けた月のものとする。 ①高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療 ②高療該当肝がん外来関係医療 ③高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療 4～11 (略)